

水底トンネル等における危険物積載車両の 通行の禁止又は制限に関する審議会について

1. 設立趣旨

- (1) 水底トンネル、水際トンネル及び長大トンネルについては、危険物積載車両の通行に関して関連法令による取締に期待するだけでなく道路管理上も特別な配慮が必要であることから、道路法第46条3項の規定により道路管理者が通行の禁止、又は制限を実施することができることとされている。
- (2) これらについては、道路整備特別措置法第8条第1項第21号の規定により日本高速道路保有・債務返済機構が道路管理者に代わって権限を行使することとされている。
- (3) しかしながら、危険物の取り扱いについては専門的知見が必要なこと、関係機関が多岐にわたること等から、これまでも、有識者や関係機関の職員で構成される審議会での審議を経てその決定がなされてきたところである。
- (4) 今般、首都高速道路「中央環状トンネル(仮称)」、東海北陸自動車道「飛驒トンネル(仮称)」、阪神高速道路「新十条トンネル(仮称)」の供用を間近に控え、当機構においても、これまでと同様にこれらのトンネルにおける危険物積載車両の通行の禁止、又は制限について審議するため「水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する審議会」を設置することとした。

2. 審議スケジュール(案)

第1回	平成18年	9月28日	審議内容の確認、スケジュール確認
第2回	平成18年	11月	現地視察(中央環状トンネル(仮称))及び同トンネルについての個別審議
第3回	平成19年	1月	新十条トンネルについての個別審議
第4回	平成19年	4月	飛驒トンネルについての個別審議及び答申案に関する審議
第5回	平成19年	8月	答申案とりまとめ

危険物積載車両の通行規制に係る関係道路法令

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号） - 抄 -

（通行の禁止又は制限）

第四十六条（略）

- 3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号） - 抄 -

（車両の通行の禁止）

第十九条の十二 道路管理者は、次に掲げる危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止することができる。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に規定する火薬類（以下この条及び次条において「火薬類」という。）のうち次に掲げるもの
- イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬
 - ロ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル（国土交通省令で定めるものを除く。）
 - ハ 煙火（玩具煙火を除く。）
- 二 火薬類以外の物品で、アセチレン銅、ジアゾメタンその他これらと同程度以上の爆発性を有するもの
- 三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物（以下この条及び次条において「毒物」という。）又は同法第二条第二項に規定する劇物（次条において「劇物」という。）のうち次に掲げるもの
- イ シアン化水素
 - ロ 塩化シアノゲン
 - ハ 四アルキル鉛
 - ニ ホスゲン
 - ホ クロルピクリン
- 四 毒物以外の物品で、チオホスゲンその他これと同程度以上の毒性を有するもの
- 五 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物以外の物品で、塩化アセチレン、ジシランその他水又は空気と作用してこれらと同程度以上の発火性を有するもの

(車両の通行の制限)

第十九条の十三 道路管理者は、次に掲げる危険物を積載する車両のうち水底トンネルを通行することができる車両を、道路管理者の定める種類に属し、かつ、積載する危険物の容器、容器への収納方法及び包装（次条において「容器包装」という。）積載数量並びに積載方法が道路管理者の定める要件を満たしているものに限ることができる。

- 一 火薬類
- 二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス
- 三 毒物又は劇物
- 四 毒物及び劇物以外の物品で、クロルアセトフェノン、モノクロルアセトンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの
- 五 消防法第二条第七項に規定する危険物（同法 別表に掲げる第四類の危険物にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の六に規定する引火点を測定する試験において、一気圧において、引火点が七十度未満の温度で測定されるものに限る。）
- 六 四塩化けい素、オキシ塩化りんその他これらと同程度以上の腐食性を有するもの
- 七 マッチ
- 八 前条第二号及び第五号に掲げるもの

2 道路管理者は、前項各号に掲げる危険物を積載する車両が水底トンネルを通行することができる時間を限ることができる。

第十九条の十四 道路管理者は、前条の規定に基き車両の種類、危険物の容器包装、積載数量若しくは積載方法に関する要件又は通行することができる時間を定める場合においては、それぞれ次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

- 一 車両の種類については、危険物を運搬しても、構造上運行中の動揺、衝撃、排気等により危険物の作用を誘発する虞のないものであること。
- 二 容器包装については、積載する危険物が容器若しくは被包の内部で作用し、又はその外部に出る虞のないものであること。
- 三 積載数量については、積載する危険物の全部が作用しても、水底トンネルの構造又は交通に危険を及ぼす虞の少ないものであること。
- 四 積載方法については、積載する危険物の摩擦、動揺、衝突、転倒又は転落の虞のないこと及び積載する危険物の作用を誘発し易い他の物件と混載しないこと。
- 五 通行できる時間については、交通の状況により他の車両との衝突事故の発生の虞の大きい時間でないこと。

(車両の通行の禁止又は制限に関する公示)

第十九条の十五 道路管理者は、第十九条の十二又は第十九条の十三の規定により車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

道路法施行規則（昭和二十七年八月一日建設省令第二十五号） - 抄 -

（水底トンネルに類するトンネル）

第四条の九 法第四十六条第三項に規定する国土交通省令で定める水底トンネルに類するトンネルは、水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの又は長さ五千メートル以上のトンネルとする。

（車両の通行の禁止又は制限に関する公示）

第四条の十 令第十九条の十五の規定による車両の通行の禁止又は制限に関する公示は、次の各号に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

- 一 危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネルの名称及び箇所
- 二 危険物を積載する車両の通行を禁止するときは、当該危険物の表示
- 三 危険物を積載する車両の通行を制限するときは、次に掲げる事項
 - イ 当該危険物の表示
 - ロ 当該危険物を積載することができる車両の種類
 - ハ 当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件
 - ニ 当該危険物を積載する車両の通行することができる時間を定めるときは、その時間

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号） - 抄 -

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

（略）

二十一 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

（略）